

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年10月30日

十日町市監査委員 水落 雅史

十日町市監査委員 高橋 俊一

監 査 結 果 報 告

1 監査対象

一般社団法人 十日町市スポーツ協会
十日町市スポーツ協会補助金

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査委員事務局及び十日町市総合体育館
予備監査 令和6年9月4日から令和6年10月11日
本 監 査 令和6年10月17日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

6 意見

- ・補助金交付要綱に基づいた事務処理を徹底すること。
- ・事務局費については、複数の事業に按分する必要があるため、合理的な根拠に基づき按分することが望ましい。

今後も要綱の趣旨にあるように、体育、スポーツ及びレクリエーションを普及振興し、市民の体力の向上、健康増進及び競技力の向上を図るために、補助金を有効利用し、市民のために寄与する活動を継続していただきたい。